

平成19年9月議会一般質問

川村俊治

1、広域行政への取り組み

2、高松地区振興策の今後は

川村

川村俊治でございます。私は広域行政への取り組みと、高松地区振興策の今後はということで質問をいたします。

まず最初に、広域行政への取り組みでございますが、平成の合併第2弾の期限が近づいているが、近隣市町においては合併の機運が盛り上がっているとは思えない。一部事務組合による広域行政が成果を出していると思うが、現在の成果及び今後の取り組みについてどのように考えてられるのか伺います。

1つ、ごみ処理広域化計画による1市5町の取り組みはどうなっているか。ごみ処理については、西部清掃組合で実施しており、平成21年度で負債の償還が終了するが、建設後15年を経過するので、引き続き運営していくためには炉の改造などに費用がかかるのではないかと。早急に広域化に取り組む必要はないか。

2つ、足柄衛生組合のし尿処理施設は、下水道の整備に伴い使用率が縮小してくると思うが、負担金の配分はどのようにしていくのか。また排気に伴う臭気が周辺に与える影響について問題はないか。あれば、今後どのような対策をしていくのか。

3つ、県西広域斎場の進捗状況はどうか。

4つ、足柄上地区広域行政協議会の合併専門部会がまとめた事務事業一元化現況調査結果は、今後どのように活用されるのかであります。

次に、2つ目の高松地区振興策の今後の取り組みについてでございますが、高松地区畜産団地整備構想におけるアクセス道路としての特定中山間保全整備事業は、国の方針により中止になった旨の報告がありました。畜産団地構想は、道路整備と一体であるとして進めてこられました。今回の国の中止方針により高松山の土地利用整備改革はどのように変わるのか、畜産団地整備構想はどのような方法で推進していくのかを伺います。以上です。

町 長

それでは、川村議員の御質問にお答えいたします。

件名は広域行政への取り組みについて。

初めに、1点目の御質問のごみ処理広域化計画による1市5町の取り組みはどのようなのかであります。現在1市5町の課長段階で、平成15、16年度に作成した基礎調査及び実施計画について、時間が経過しているため、内容の見直しを行っており、広域化によるメリットの確認をし、経費の縮減、住民のサービスの向上等について検討を進めております。今後は、上地区の3施設の状況を見きわめながら、施設建設の目標年次を定めて事業を進めることとなります。

一方、西部清掃組合は竣工以来13年目を迎え、安全・安心かつ安定した操業を図るため、点検整備を計画的に行い、安全で効率のよい運転に努めております。また、一般廃棄物処理基本計画においても、広域化を前提としておりますが、15年間を機械の点検整備、焼却炉内の耐火物の打ちかえ等について計画的に実施し、財政的にも突発的な費用負担がかからないように延命処置を図ることとしております。

次に、2点目の御質問の足柄上衛生組合のし尿処理施設について、負担金の配分はどのようにしていくのか、また排気に伴う臭気が周辺に与える影響についての問題はないか、あれば今後どのような対策をしていくのかであります。し尿処理につきましては、公共下水道の普及により年々減少しており、また従来、第3次処理、これは高度処理が伴いますけれども、第3次処理までの工程を行い、河川放流を行っていましたが、平成14年度より第3次処理をせず、公共下水道に接続をしたため、経費が減少しております。なお、平成16年度より負担金の割合を、管理経費は均等割、施設に係る経費は人口割、し尿処理に係る経費は実績割とし、前年度までの各経費の実績により配分率を定めることにより公平を図っているところでございます。また、今後も真鶴、湯河原町のし尿運搬を継続していく方向で検討しておりますので、現在の市町の負担額で1億1,800万円から1億4,000万円、また山北町の負担額で1,600万円から2,000万円を推

移していくものと考えております。

また、排気に伴う臭気が周辺に与える影響については、組合の施設整備計画に基づき、現在の老朽化している焼却施設を廃止し、焼却方式ではなく、汚泥発酵分解処理施設に切りかえていくこととしており、19年度施設設計委託、20年度に施設設置する予定になっておりますので、このことにより臭気の問題は解決されるものと考えております。

次に、3点目の御質問の県西広域斎場の進捗状況はどうかでございますが、御承知のとおり平成18年4月に2市4町、これは小田原市、南足柄市、大井町、松田町、開成町、箱根町による県西地域広域斎場建設協議会を設置し、その後11月1日からは山北町も参画し、12月には協議会として建設候補地エリアの合意がなされたところであります。現在、2市5町により建設に向けた準備をしておりますが、まずは事業を進展させていく上で、建設候補地であります南足柄市三竹地区と小田原市久野、諏訪原地区の地元地域の御理解が第一と考え、これまで小田原市と南足柄市を中心に、それぞれ地元地域との協議を重ねております。諏訪原地区につきましては、広域斎場対策委員会を組織しており、現在6名の委員さんと協議しているところでございますが、諏訪原地区としては基本的に建設候補地への建設は反対との意向が示されております。しかしながら、具体的な敷地面積や施設の位置などが確定していない状態では議論が進まないことから、施設の位置や必要な敷地を確定するための測量の実施についてはお願いをし、承諾を得ることができました。南足柄市三竹地区及び測量箇所の地権者の方々の同意も得ることができましたので、7月下旬より測量の受付に入ったところでございます。

現地での測量につきましては、8月中旬から約3カ月程度かかり、その後具体的な敷地面積の確定等を行っていく予定となっております。また、それまでの間は地元地域の方々に最近の斎場施設のイメージを持っていただく、比較的近くの斎場へ視察に行っていただく方向で協議をしているところでございます。最近の斎場は、煙突が外から見えないようになっていたり、火葬炉の内部が直接目に触れないつくりになっているなど、周辺住民や遺族の方の心情に配慮した施設

が一般的で、これまで暗く寂しい斎場のイメージを払拭した、明るく安らぎの感じられる施設が多くなっております。今後も小田原市、南足柄市が地元地域の理解が得られるように協議を続け、事業の進展が図れるよう努力してまいります。

次に、4点目の御質問の足柄上地区広域行政協議会の合併専門部会がまとめた事務事業一元化現況調査結果の活用についてでございますが、初めに足柄上地区1市5町で構成する足柄上地区広域行政協議会は、1市5町をエリアに想定した合併を検討するため、合併専門部会を設置し、市・町の現状や住民生活の動向、広域行政の取り組みなど地域の実情や特性に配慮しつつ、足柄上地区による合併検討のための基礎資料とすることを目的として、1市5町のエリアの各市・町が行っている事務について、詳細な調査を行い、平成16年3月には事務事業一元化現況調査報告書がとりまとめられました。しかし、その後、さらにこの調査研究を進めるには、合併することを前提とした具体的な方向性が必要でありましたが、当時の状況としてはそのような議論の高まりもなく、合併専門部会は調査研究において一応の目的を達成したとの判断により廃止することになった経過がございます。

さて、御質問の事務事業一元化現況調査報告書の今後の活用でございますが、現在検討を進めている県西地域合併検討会と足柄上地区広域行政協議会では、1市5町から2市8町へと枠組みが変わり、前提条件も大きく変わっております。現在、県西地域合併検討会で実施しております検討内容は、合併を想定した場合の将来の都市像を描くほか、13の分科会を設置し、行政サービスの水準や住民の負担の変化など新たな視点でとりまとめているところであり、足柄上地区広域行政協議会でとりまとめた事務事業一元化現況調査報告書は、その基礎資料として活用されているところでございます。

次に、高松地区振興策の今後の取り組みについての御質問でございますが、初めに議員の御質問でございますように、7月18日の議会全員協議会におきまして御説明いたしました。高松畜産団地等整備構想におけるアクセス道路など、基盤整備手法として国や県、関係市町と調査検討してまいりました特定中山間保全整備事業につきましては、緑資源機構の談合問題による国の方針が出され、特

定中山間保全整備基本計画調書の中止という、全く予想外の展開となりました。しかし、その後、町といたしましては畜産団地等整備構想の実現にはアクセス道路など基盤整備が不可欠であると考えておりまして、国や県に対し代替方策などの支援を強力に依頼してきたところでございます。その結果、県関係機関と町で検討組織を設置することになりました。その第1回の検討会議を9月6日に開催し、今後の検討の進め方など意見交換を行ったところでございまして、本年度内には一定の方針を出していく考えでございまして、以上です。

失礼。また一方では、畜産事業の計画を検討している予定企業がございまして、この企業といたしましても、アクセス道路など基盤整備ができることが前提となつてございますので、検討会議の進捗を踏まえ、早急に調整してまいりたいと考えております。

このように、高松地区の構想につきましては、国の方針により大きく状況が変化してきておりますので、町といたしましては地元の皆様と十分に御相談しながら、よりよい高松地区の振興策となるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様の御理解、御協力をよろしくお願い申し上げます。以上です。失礼しました。

川 村

御答弁いただきまして、まず、ごみ処理の広域化の問題でございまして、ごみ処理の広域化につきましては、循環型社会形成の推進基本法というのができて、それに基づいて平成16年までに1市5町の間でいわゆるごみ処理広域化計画実施計画というのができていますものというふうに理解しておりますが、それにつきまして、この広域化計画の位置づけ、それからこれを見直ししてやると、いうふうなお話でございましたけれども、この広域化実施計画というのはどういう位置づけにあってですね、どういう視点からこの見直しを今されているのか、御答弁願います。

町 長

大きなくくりとしては、エコループの問題が出る以前ですね、超広域化ではな

くて、1市5町といいますか、その規模の中の広域化ということで検討が進められてきたわけですね。そこにエコループの問題が出てきて、実質で言うと2年から3年ちょっと空白になってしまった。それで結果としてエコループが撤退、白紙撤回になって、改めてもとの広域化の計画の方に戻るということですが、3年ほど空白がありましたので、多分その間、担当者もかわっている方もいるというふうなことで、改めて平成15、16年度に検討されてきた内容を、全体を見直しというか、確認かたがただと思いますけれども、確認して、その中にさっきの溶融炉の問題もあるかと思えますけど、そういう見直しをして、実質的には今年度からさっき言った課長クラスの検討会が始まったというところで、そういう意味ではようやく、空白があった期間を超えて新たに検討を開始されたというふうに私も認識してまして、まだ細かいところまでは、前の報告書のとりまとめありますよね。あの範囲でしか私も知りません。

川 村

その見直しなんですけれども、今、新たにやっているということですが、実際にこの報告書の内容は生きるのかね、白紙になるのか、そこら辺のところはどのように進めていられるのか、お伺いしたいと思います。

町 長

ちょっとそこまではわかりませんが、私の理解としては、当然15、16年度に、全くベースが変わってしまったわけではないのでね、ですから、そのところは白紙になってしまうことはあり得ないと思うんですね。ですから、個々の事実認識、それから技術的な問題、それから設備の問題等々を含めてね、その当時の考え方をもう一回そしゃくして、それで今後どこからその踏み台からスタートしようかということだと思っています。

川 村

それではですね、このごみ処理広域化につきましては、先ほど申し上げましたとおり、循環型社会形成推進法という、基づいてですね、それから県のごみ処理広域化計画というのがございます。それに基づいてやっているんだらうと、年次的にですね、符合いたしますので、それに基づいてやっていると思いますので、

国の方針、県の方針に沿って求められたものであると私は認識しておりますので、それは恐らく今後においても基本として、きちんと土台としてやっていただくべきものだと私は思っております。まだ具体的にわからないということであればですね、そういうことは強力に推進していただく必要があるかなというふうに思っております。町長も昔からもよく挙げておられます廃棄物の3Rということが非常にこの広域ということの中で、いわゆる循環型社会の中で非常に大切だと言われておると。それともう一つは、最終処分場の問題を、極力最終処分場を少なくするというようなことをやらなければいけないと。そういうことともう一つは、県の実施計画では100%県内処理だということがうたわれているわけですね。今、上郡では3つのあれがありますけれども、南足柄と上大井にある焼却場は自分の自前で最終処分場を持っている。西部清掃については、これは民間委託をして、ちょっと古いデータになりますけれども、昭和15、16年の値段で言うと2,800万ぐらい使って県外処理をしているわけですね。そういうことから考えましても、県内処理ということの、県の方針なんかにつきましても、やっていかなければいけないんじゃないかなと思うんですが。それで今、町長がお答えになりましたエコループがあって中断していたということですが、一昨年の9月ですか、エコループ計画地を返上いたしまして、その後の町の答弁はですね、18年度からこの計画を再開するんだという説明があったわけなんですけれども、今、滞っている理由は、主な理由は何なのかということをお聞かせいただけたらなと思います。

町 長

滞っているということよりも、本来18年度から検討を再開することになっていたんですけれども、実際には18年度ほとんど動かなかったですね。これは多分、先ほどもちょっと言いましたように、南足柄の方も全く手を加えないと、かなりせっぱ詰まった状況になったんでしょうけれども、エコループの見通しを考えてですね、早めに対応して、澤市長によれば10億円以上のお金をかけたと言っていますから、それによってあそこの南足柄の施設の延命を図ったはずなんです。そういうことで、西部清掃もそうですけれども、東部も、それぞれすぐ検

討再開しないと行き詰まるという状況にはないものですから、その辺の切迫度の問題として、1年間ちょっと延びたと。改めて、いつまでもほうっておけませんので、19年度からさっきの検討会が再開するという事で、理由としてはそういうことで、特別それ以外の理由はないと私は思っております。

川 村

施設の耐用年数で見えますとですね、南足柄は...県のそれから廃棄物処理計画は、平成22年までに県内9ブロックに分けて、横浜・川崎、政令指定都市を除いてですね、やれということになっていると思うんですが、その中、県西地域については2市8町のところが、1市3町と1市5町に分かれて、それで進められているわけですね。施設の耐用年数で言いますと、南足柄の場合は平成22年度ではもう28年目を迎えるわけですね。大井の美化センターは27年目を迎えるということになっているわけでごさいますて、それで西部環境センターは御承知のとおり22年度では16年目を迎えるということになっているわけです。それで、神奈川県のおね、今までのいろいろ廃棄してきた焼却場のデータ見ますと、これの耐用年数というのは20.1年だと、こういうふうに書かれているわけですね。調べられているわけです。20年たてばですね、非常に何と申しますかね、今後使い続けるということになれば、非常に今、南が相当手入れをされたということですがけれども、莫大なお金がかかってしまうと。効率も悪くなってしまふとですね、よりますと炉にクラックが入ったりして、そういうところで酸素が入ったりする、空気が入ったりして、非常に燃える温度が下がったりして非常に難しいと、そういうことも書いてありますのでですね、そういうことも考えて、この実施計画は早い段階でやっていきたいと思います、そういうことをやっていると思うわけなんです。

だから、今、南はまだ10億かけてやったから延命しているんだと。先ほど湯川議員の質問の中でも、答弁でも、西部清掃もできるだけ延命をしていくんだというようなお話でございましたけれども、延命、どのくらいまで延命をお考えになっているのか、西部について。

町 長

先ほども答えましたように、西部清掃も毎年確実にできる範囲の修復といいますが、補修をやっています。ですから、金額も、大ざっぱですけど、18年度で8,000万以上かけていますよね。今年度は1億円以上のようなことで、その経過年次に応じた補修をやっています。年限ですけど、今のところある程度の範囲としては10年から15年ぐらいをこれから延命しようということで、この前も上半期のところでチェックした途中までのあれを見ましたけど、相当やっぱり部品であるとか、それから中の施設等、相当傷んでいるというんじゃない、結構それを定期的にやっていかないと、耐用年数という、実際の耐用が短くなってしまおうという状況ですから、やっぱりこれについてはきめ細かく、そのときどきに多少お金かかるのは承知していますけど、それについて、精いっぱい対応して、やはりさっき言った最低10年ぐらいはこれから延命するというふうな考えでやっております。それと、あとは最終的に他市町との広域の結論をどういう方向に持っていくかということその間に協議していくことになるというふうに認識しています。

川 村

最初に申し上げましたように、県の廃棄物処理計画は22年度までにつくり直したいというようなことが計画になっている。それで1市5町で検討してこられたということですね。今の町長の答弁ですと、西部についてはこれからまだ10年も延命していくんだということになってですね、広域化については積極的に進めようとするのか、あるいは西部だけで単独でいくのかですね、どちらに重点を置いてこれから行政進めていかれるのか、お伺いします。

町 長

今、3処理施設ございますよね。ですから、それぞれあと2つの方の気持ち、私もわかりませんが、恐らく現時点においてはそれぞれ今抱えている施設を精いっぱい延命っておかしいんですけど、大事に使って、1年でも長く使おうということで皆さんやっているというふうに了解しています。それで、その先ですけど、当然に何らかのそこで建てかえるか、あるいは広域化のものとして対応するかということになると思いますけれども、その辺はやはりさっきのエコルー

ブ以前の広域化の検討が土台としてあるわけですから、それを受け継いで広域化としての検討をしていくというのが当面これからやることだと思っています。その結果として、どういう選択になるかですけれども、恐らくその先としては、今の広域化で検討してきた路線でいくわけですから、広域化としての対応が将来的には出てくるだろうというふうに思っています。ただ、その時期はできるだけ、お金もかかることですし、やはりそれぞれの施設をより長く運営できるように、私としても西部清掃の組合長としてですね、それについてはさっき言ったように少なくとも10年ぐらい延命して、その先はあと3施設に係る市町と協議をしてですね、方向を決めていくというふうに現在は思っております。

ですから、どちらが重点ということは...重点って、ちょっとおかしいんですけど、現在はとにかく今ある施設を長引かせて、その間に来年、再来年、すぐ結論を出さなければいけない問題ではないわけですから、その間にじっくり検討して、どういうことにするかということをやっていくのが今、再開された協議会での、検討会での動きだというふうに理解しています。

川 村

ちょっとよくわからないんですが、広域化については積極的に進められるのか、それともそれぞれの清掃組合、清掃センターを中心にやっていくのかというようなことがちょっとよくわからないんですが。広域化、積極的に推進するのとどちらを優先するのか、まずお答えください。お願いします。

町 長

現時点でね、積極的にそっちやりましょうという方向では、また誤解を受けるといけないんだけど、そうは思ってません。ただ、方向としてはそうなるでしょうと。ですけど、足元としては現在ある施設を延命して、その先についてどうするかというのは、これから検討ですけど、私はだからそういう意味では方向的には広域化であろうという今そういう認識をしております。積極的にいくということではなくて、現在のものをそれぞれ3カ所ともできるだけ延ばしていこうというふうに思っておりますから、その意味においては多分歩調は一緒なんだろうと思います。その先はそれぞれ皆さん広域としての意識を持っておりますから、そ

の中で検討する。ですから、積極的ではないけれども、将来方向としてはそっちの方に行かざるを得ないのかなというのが今の私の認識です。

川 村

何回も同じことを言うのも嫌なんですけれども、結局、1つは22年度までに県はやりなさいという方向を出しているということと、16年度にここ、1市5町で一生懸命検討されて、報告書も出している。それで、あとは実質やればできるような状態になっているわけですね。この中でも、費用対効果で見れば、新しい炉にした方がいいんじゃないですかという話も出ておるし、それから今、よく炉を燃やせばいろいろ環境問題になってきますけれども、ダイオキシン類が発生するわけですね。今、南の炉、規模から言うと南の炉だと1.0ナノグラム、基準値がね。東部と西部は5ナノグラムですね。基準値、それにおさめればいいわけですよ。ところが、今度新しくつくった炉についてはですね、0.1ナノグラムに抑えなきゃいけないという、非常に厳しい規制がかけられるわけですね。それをやるとですね、一応今の炉を直し直し使って、お金をかけてやっているよりも、一括でやった方が将来の環境もよくなるし、数年たてば、つくったときに補助金、交付金もらえば、4年ぐらいでもとがとれるといえは何ですけれども、費用対効果1.0を超えるというような報告も出ているわけですね。それがあつのにですね、なぜいつまでもこの、あと10年も延命しながらですね、やっていかなきゃいかんのかということをお伺いしたいですね。

それから、町長はですね、去年の9月のときの2番議員の答弁でもあったと思いますが、町長になる前の選挙の公約でも、1市5町のごみ処理についてはリーダーシップをとってやっていくよというようなお話をされているのでですね、どういうリーダーシップをとってやっていかれるのかですね。これはやっぱり広域になりますといろいろ問題が出てきますのでですね、強力なリーダーがいないとできないと思うんですが、そのところをお聞かせいただきたいと思います。

町 長

広域の方針についてね、ようやく検討会としての再開が今年度から始まったところですね。ですから、各関連の首長さんとこの問題に関して、まだきちんと

私も新しくなって、そういう議論はしてないんですね。ただ、ですから多分22年という年限がありますけど、そこにはとても広域のものができるとは思えませんね、今の状況では。各関係の南の市長さんとか、大井、松田ね、あっちも含めて、そういう意識があるとは感じ取られませんから、皆さんさっき言ったように、それぞれ延命するという方向で言ってますので、22年というのはほとんど意識がないんじゃないかなというふうにおっています。ですから、あとその先のことですけど、やはりリーダーシップ云々のことについては、検討内容についてね、やはりそれぞれの町・市が十分住民を含めて納得できるような、そういうことの議論をしっかりしていきたいという思いです。ですから、それについてはきちりとしてですね、山北町として議論の中でね、何かこういうことが検討が欠けているとかいうことがないように、十分その検討内容が満足できるような内容で、これからの広域の方向性を決める会議等を含めてですね、その中で対応していきたいという心づもりでございます。

川 村

いわゆるごみ焼却場はN I M B Y (Not In MY Backyard)の施設ですよ。自分の裏庭にあってほしくないというような施設ですので、どうしてもね、引けちゃうと思うんですね。住民の反対があるとかですね、住民に建設になればですね、住民の理解が得られにくい施設であるということは御承知のとおりで、エコループのときの問題見れば、ほぼおわかりのとおりでございますけれども、そういうことで、そうかといって、1市5町でやれば、環境の問題も改善されるし、またこれからの施設の補修費ですね、それらも少なくて済むし、ということもありますのでですね、やっぱり強力なリーダーシップをとって、他の市町がですね、それ一步引いているというのがちょっとよくわからないんですけれども、そこら辺のところについてですね、町長はひとつ強力なリーダーシップをとってですね、やっていただくおつもりはないでしょうか。例えばエコループ始まる前の1市5町の広域化計画のときは、山北町長が座長ということで、今どのようになっているかわかりませんが、座長をやっていたんだから、私が引き継いで、ある程度務めさせていただきたいと、そのくらいの強力なリーダーシップをとって

ですね、やるおつもりはございませんでしょうか。

町長

ここでね、じゃあどんどん広域化進めようという方向に行った場合に、いろいろ考えなきゃいけない部分があると思うんですよ。それは恐らくだから建設する場所の問題であるとか、そういうことがありますので、その辺考えると、今の状況の中で一步踏み込んでね、一步二歩踏み込んで、形の上でリーダーシップとることがいいのかどうかということは、よく考えなきゃいかんと思うんですね。だから、その辺は今言ったように、それぞれまだせっぱ詰まった状況ではないので、その辺の状況を見ながら、やはりほかの市町の意向といいますか、そういう考えもやはり把握しなきゃいけないわけですから、その辺はこれからの検討の進捗に沿ってですね、首長さんが前にも必要に応じてという格好だろうと思います。今時点ですぐ積極的にどんどん出るというつもりは今、私はありません。

川村

今おっしゃられた、何といいましたっけ。今やったらいろいろな建設の地の問題とかいろいろあるとおっしゃってありました。そのとおりで、そういう問題があるのでですね、早く動かないと、それには時間がかかると私は言ってるんで、そういうことを解決するために動いていただける必要があるんじゃないかと。それを待っていたら、そういう地域でそういう醸成されてきてから動くんだよということは、まずあり得ない。行政がまず先頭に立って動いていくと。まず、どこが動くかといったら、どこが動くかわかりませんが、一番リーダーシップをとってやれそうな、私はやろうというような人がいなければ、この問題は進んでいかない。そこだと思うんですよ。私が言ってるのはそこで、まだいろんな問題がある。当たり前なんです。その問題を解決するためにやっていただけないかという、そういうことを言ってるわけです。

町長

それにはね、ようやく今年度から始まって、まだ1回ぐらいしか打ち合わせやってないと思うんですが、その検討会の方の見直しを行って、それでやっと土俵がどんどんどんどん進んでくると思うんですよ。そこにのっかっていくことにな

るので、そのまだ1回しか検討会やってないような状態の中でね、まだ声を上げてやることはないと思っています。そんなに、確かに何年もほうっちはおけませんよ。ですけど、まだ検討会が始まったばかりの段階で、その先のことについてどんどんやるという姿勢は、まだ必要ないかなと思うんですね。そのうち、いや応なくといえますか、そういう土俵になると私は思っています、それは。

川 村

私がですね、考えるに、推測するに、進まないのは、ここには町長先ほど湯川議員の質問に対して、溶融炉という考えはまだ決まっていないと、そういうようなおっしゃり方をされておりますけれども、私はこれを読んだ範囲においてはですね、溶融炉じゃなければいけないんですよ。資源循環型で、高効率発電を起こすような施設じゃなければいけないと。それで、1日100トン以上ですね。交付金、補助金をもらうにはですね、1日100トン以上でなければいけない。人口5万人以上じゃなければいけない。だから、やっぱり広域が必要なんですね。やっぱり1市5町になって初めて100トンのごみ処理ができるということになって、この交付金もったり補助金もったりして、設備ができますし、それから何といえますか、ダイオキシン対策とかですね、そういう環境対策もできてくると。それから、最新型の施設にすれば、最終処分の量も現在の処分の量の10分の1以下になるわけですよ。そういうことをみんな含めて、もう既にできるということが検討されているわけですよ。それに対してまだこれから引き延ばしてですね、まだ検討、新たに検討し直していくのはですね、ちょっと私は理解できないんですけれどもね。そういうことであれば、こればかりやっているわけにもいきませんけれどもですね。

あと、そういうことに関連しましてですね、去年の9月の議会の湯川議員の質問に対してですね、溶融炉の採用については慎重に検討する必要があると。その後の技術進歩による改良、使用実績の情報を入手し、検討材料にする、このような趣旨の答弁をされているんですね。1年たってですね、この溶融炉についてですね、町長のお考えはどのように変わっていられるかをお伺いしたいと思います。

町 長

まだそのごみの問題について、そういう切迫した状況にないので、その後、私は最近の情報等について勉強はしていません。正直な話。ですから、これから本当に広域でやることになれば、その辺の実際の設備、どこのメーカーのどのようなものを使うとか、そういうことを含めてね、俎上に上がってくるわけですから、その段階で十分にそれは研究したいと思います。例えばね、そのじゃあ積極的という中で、じゃあ建設場所はうちのここに作るから、任せろよというふうなことであれば、どんどん出て行ってもいいと思いますけれども、そういうのがない中でね、やっぱりどんどん出て行くというのは、そういう意味でちょっとタイミングがある。ただ、そういつまでもほうっておけないので、いや応なく、多分だから今年度の途中で首長さんがそういう首を突っ込むようなね、そういう場面になると思いますよ。そこからです、スタートは。と私は思ってます。

川 村

一応この計画で言えばですね、町長が心配している、私の見た範囲では山北町につくれということには最終的にならないと思うんだけど、この計画の主なものは、西部清掃がやっぱり一番新しいものですから、それを残して、西部に持ってきて24時間運転してと、そういう計画もあるわけですから、そういうことも考えてですね、一応山北へ来るかどうかわかりませんが、何かは来るのかもしれないけれども、そういうことを一応お考えになってですね、やっていただきたいなと。今は、ただ来るから、こういうことが来たら困る、心配だという、そういうことだけちょっと拒否して...拒否というか、ちょっとそんなに積極的でないというようなですね、私ちょっとよくないなと、もうちょっと行政として前向きに取り組んでいただきたいなというよう気がするわけですね。

それで、最後にこれについてお聞きしますけどね、補助金、交付金の対象になるためには、やっぱり広域化、先ほど言いましたですね、広域化、私は溶融炉だろうと思うんですけども、高効率発電のものが必要だと。100トン以上、人口5万人以上ということになっておりますけれども、そうした場合にですね、この条件をですね、やって広域化やるときにですね、この条件がのめるのかどうかをお伺いします。

町 長

ちょっと御質問は、条件がのめるのかどうか。

川 村

私は交付金、補助金をもらうためにはね、広域化と、恐らく中に書いてあることと言えば溶融炉だろうと、そういうふうに見ておりますが、そういうことで進むことができるかと。

町 長

その辺は、現状でのね、現状でというか、前回までの検討内容の中ではそういう結論だったんだろうと思います。ただ、私、聞いているのは、まだ最終的に決まっていなくて理解しています。ですけど、今後当然そのところにいきますよね、議論が。そのときには、その時点での溶融炉に関する、それかそのほかの炉に関する最新の技術といたしますかね、そういうことをよく確認した上で議論していくことになると思うんですね、安全面が第一ですよ。

川 村

次に、衛生組合のし尿処理施設でございますけれども、これは町長からも御答弁いただきましたけれども、水洗化されておましてですね、今、足柄上で持ってきている足柄上の人口割では水洗化率が95.7%、非水洗化4.3%ですね。だから、ほとんどもう水洗化されているんで、生のし尿を持ってくることほとんど少ないかなというふうに思っております。山北町は...山北町もこれに近いかなと私は思っております。九十二、三%だったかなと、水洗化率がですね。人口の割合で、そうであったかなというふうに思います。それともう一つですね、処理している量、4万3,000キロリットルぐらいあるんですけども、このうちのし尿は7.6%なんですね。92%はいわゆる浄化槽の汚泥だということなんですね。浄化槽の汚泥につきましては、今、炉で焼却をしているというふうに思っているわけですね。それで今、私が質問しているのは、あそこの焼却しているときにですね、あれも一応ダイオキシンとか、いろいろ出ますので、これをですね、あの炉の大きさだと恐らくないんじゃないかと思うんですが、どのくらいの基準値で、ダイオキシンは幾らに抑えなければいけなくて、実績は幾らなのかということ

管理されているのでしょうか。そののところをお伺いしたいと思います。

生活環境課長

現在の施設につきましてはですね、ダイオキシンにつきましては西部清掃と同じような基準値の中でクリアしているというふうに聞いております。今の今後につきましてはですね、焼却をしないで、それからコンポスト化するということが今後の計画を練っているのが現状でございます。

川 村

恐らく炉が小さいのでですね、規制の対象にならないぐらいの炉じゃないかなと思っているんですよ。恐らく、だから測定もしてないんじゃないかなと。私、勝手な想像ですよ。また、そう思うんですけども。それはそれで、法のとおりでいいのならいいんですけども、一応そこから出ている臭気というものがですね、私どもの住んでいる地域に対してですね、冬のところになると非常に住民の方からですね、苦情が寄せられるということになっているわけですね。それについて、今後ですね、この量は少なくなっているんですけどもね、真鶴、湯河原の方の持ってくるんですかね。それは私は結構なことだというふうに、設備の効率化を図るためにですね。ただ、住民に対する環境影響ですね、そこらの欠点について、ひとつどのように検討されるか、お願いいたします。

町 長

ちょっと今、その辺のダイオキシンの問題等については衛生組合に関してはデータとしての報告聞いていませんので、近々また執行者会議等ありますのでね、それについてはデータがあるかないか、あるなら入手して、改めてまた御報告するようなことにしたい、そのように思います。

川 村

先ほど来言ってますけれども、し尿が減っているわけなんですけれども、3次処理はもうやめて、2次処理で下水道に流しているわけですよ。極端なことを言えばですね、管理費を下げるという、これ、できるかどうかわかりませんよ。極端なことを言えばですよ、し尿を運んできた、それをそのまま下水道に流してしまえばですね、設備も何もいらんんじゃないかと。だって実際に自宅の私の

トイレは全部下水道にそのまま流しているわけですね。何で1次処理、2次処理が必要かと。そのためにお金もかかるし、従業員も欲しいと、そういうことがあるわけですね。そういうことをどのように検討されているのかとですね。それから、これをいつまで、この下水道ができてきて、それから汚泥も今度発酵するようにしたわけですね。焼却場もいらなくなると。それ、いつまであそこの施設を稼働させるようなことをお考えなのか、ちょっと伺いたいと思います。

町 長

まだその辺までの検討はできてません。それと今、あそこの組合長は今度松田の町長にかわってしまっていて、さっきの方法についても、もう一回よく見直しをするようなことでも聞いています。ですから、さっき最初に言われた、そのまま流してしまえばというのはありますけど、それはちょっと、いきなりは乱暴でしょうから、その辺の可能性を含めてね、それについてはもしそれができるなら、その方がいいんでしょうし、多分それはできないからやっている、私は認識していますから、その辺はよく、今後のこともありますので、経費の問題もありますので、確認をしておきます。

川 村

それでは、次に県西の広域斎場の進捗状況でございますが、一応進められているということで、小田原の方はまだ反対があるけれども、一応測量はオーケーと、南もオーケーということで進むということで、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。それで今ですね、これに関連しまして、現在、山北では斎場がございませんので、小田原と御殿場を使っておりますよね。将来はずっと小田原へ行くんですけれども、今の状態でね、御殿場と小田原の使用比率はどのようになっていますでしょうか。わかりましたら。

福 祉 課 長

正確な数字はちょっと今、把握しておりませんが、概略ではですね、ほとんど95%以上が小田原市で、御殿場の玉穂斎場については数件まだ対応したというところがございます。

川 村

では次にですね、高松地区の振興の取り組みでございますけれども、これはアクセス道路の代案の支援を要請するというようなことが言われておりまして、これは検討組織を設置してということですが、第1回が開かれたということですね。具体的にはですね、例えばどのような、あるいはずっと向こうのチェックメイトの方を回るような、松田回る道路がだめになりましたからですね、今度どういふふうな、町としてはね、どういう案をお持ち...ざっとで、国・県と調整していこうとお考えなのか、わかりましたらお願いします。

町長

この間、6日の日に担当者レベルで1回目の県含めてね、打ち合わせをやっていまして、これからは導入可能性のある補助制度を前提とした畜産団地等整備構想の見直し検討、それからもう一つは、畜産事業予定主体者との調整、こういったものをまずは現在の条件の中でとっかかりにして、それから順次検討を進めて、先ほど言いましたように19年度内に検討結果をとりまとめる、方向性を出すというふうな考えでやっています。

川村

その前に確認をしておくわけですがけれども、畜産団地整備構想というのは、これもアクセス道路の中山間整備が特定中山間がなくなったから、畜産団地整備構想も消えるということはないですね。その確認をしておきます。

町長

それは現時点で特定中山間がなくなったから町の構想はないということはありません。で、特定中山間がなくなった、そういう条件の中でどういうことができるかということのをこれから詰めていって、一方の補助メニュー、補助関係の問題と、それからそういった場合にどういう規模になるか含めて、事業主体者と調整していって、どういう姿が見えてくるか、それによって最終の結論を出すというふうになるかと私としては考えております。

川村

主体者との話が出てきましたけれども、事業主体者とは当然引き続き協議を行われると思うんですけれども、その後、私が以前に何回か質問しておりますけれ

ども、その後、そちらの方との積極的な何と申しますか、協議とかいうことですね、やられておりますでしょうかね。それをひとつお伺いしたいと思います。

町 長

今回、特定中山間が事業なくなったということの連絡はしていますがけれども、その後のまだ打ち合わせというのはしていません。というのは、そこで打ち合わせをしたとしても、さっき言いましたように、もう一方のどういうことができるかということが見えないとですね、相手にこういうところまでできるんだけどどうかと、持っていく方でないと難しいと思うんですよ。ですから、その辺をまず事前に、こっちのできる可能性の方を検討して、その結果をもって事業者と打ち合わせをして、最終的などういふことができるか。多分こっちの補助事業等のメニューによって、金額的な問題が出てくると思うんですね。そうすると、その金額の範囲によって、じゃあ事業規模はどう、畜産事業の規模がどういふことまでできるかということの相談になって、であれば従来どおりの規模でできるのか、それとも多少縮小するとか、そういったことが多分、金額との関連上出てくるだろうと私は思っていますので、まずはこっちの今、県と進めています補助関係の中で、どういふところまでができるかということを見きわめることが先決だというふうに思っています。

川 村

補助事業とおっしゃいました。補助事業につきましては、いわゆる特定中山間にかわる補助事業だと、私はそのようにお伺いして認識したんですけれども。それとですね、畜産団地構想の方につきましては、それが決まらなくてもおやりになるんだという、先ほど確認の答弁をいただきましたのでですね、それはその補助事業が決まらなくてもね、畜産団地構想の方の会社とはですね、協議はですね、継続...逆に言えば、相手の事業主体の方からですね、こういう道路がなければできないとか、こういうものがなければできない。逆に条件が出てくるかもしれないので、こちらの方から条件を決まってから出すということじゃなくて、お互いに条件を検討し合うというような方向でいくことはいかがでしょうか。

町 長

これは順番的な問題があるかと思えますけれども、さっき言われた特定中山間にかかわるといふか、それが新たにね、出てくる状況ではないんですよ。ですから既存の中でどういうところまでできるかということの検討になるわけですし、そうすると、事前に事業者とやってもいいですよ。ですけど、多分そのところは引っかかるから、こちらの希望は出たとしても、なかなかそれに沿うようなものがないかもしれない。ですから、まずは現状こっちの方のお金の問題といたしますか、そういう補助事業の方からどういうところまでができるかということを見きわめる方が先決だと私は思っていますね。それから相談といたしますか、こういうことでどうかというようなことになる。もし、それじゃ全くだめで、もうちょっと規模が大きくなければだめだというふうな議論になったら、改めてもう一回こっちに戻って、もう少し何とかするような方策をまた考えるというような動きになるのかなと思っていますけど。

川 村

この問題につきましては、そう短期間でできる問題じゃございませんので、私も議員に在る間、引き続きまたいろいろと質問させていただいたりしたいと思います。最後にですね、高松は、これは釈迦に説法というんですか、こんなことわかっているということなんですけれども、債務保証、土地開発公社に対する債務保証をしているわけでございますので、これは町にも責任がありますし、議会としてもこの債務保証を認めているものがありますのでですね、どうぞ高松の件についてはですね、今後ともせっかくできた、今、町長、推進するとおっしゃっているこの構想についてですね、ぜひ有効活用するようにですね、進めていただきたいと思いますと思ひまして、私の質問を終わります。

町 長

当然その債務保証のことも理解しています。それがゆえにですね、やはり事業をやるとしたら、やるのが目的ではなくて、やることによって何らか町にメリットがある。また高松地区の方にメリットがある、事業者の方にもメリットがある。そういう方向でなければいけないと思っています。ですから、その辺は慎重にやって、少なくともその事業をやったことによって、町に過大な負担がかかる

ということの方が恐ろしいわけですよ。ですから、現在の債務保証の問題もありますけども、下手をすればそれ以上の将来ですね、マイナスを食らうことだって、ないとは言えない。ですから、その辺は十分見きわめてやりたい。私の気持ちでございます。以上です。